

平成22年度「基礎・基本」定着状況調査 実施要項

広島県教育委員会

1 調査の趣旨

- (1) 学習指導要領に示されている目標及び内容に基づき、「読み・書き・計算」などの基礎的・基本的な知識・技能の定着状況とともに、思考力・表現力などの状況を把握する。
- (2) 児童生徒の生活や学習に関する意識や実態及び各学校における教科指導等の実態を把握する。
- (3) 各学校が全県的な結果と比較・分析することを通して、自校の課題を明確にするとともに、指導内容や指導方法の改善・充実を図る。
- (4) 調査結果をもとに児童生徒の学習の到達度を明らかにし、県の教育行政施策に生かす。

2 調査対象

- (1) 公立学校の以下の学年を原則として全児童生徒を対象とする。
 - ア 小学校第5学年，特別支援学校小学部第5学年
 - イ 中学校第2学年，特別支援学校中学部第2学年
- (2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち，調査の対象となる教科について，以下に該当する児童生徒は，調査の対象としないことを原則とする。
 - ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒
 - イ 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

3 調査期日

平成22年6月8日（火）

4 調査内容

(1) 実施教科等

小学校（小学部）第5学年

- ①国語，算数における前学年までの学習内容の定着状況調査
- ②生活と学習に関する意識・実態についての児童質問紙調査
- ③指導方法等についての学校質問紙調査

中学校（中学部）第2学年

- ①国語，数学，英語における前学年までの学習内容の定着状況調査
- ②生活と学習に関する意識・実態についての生徒質問紙調査
- ③指導方法等についての学校質問紙調査

(2) 実施時間

各教科の定着状況調査の所要時間は，小学校（小学部）ではそれぞれ45分，中学校（中学部）ではそれぞれ50分とする。

なお，児童生徒や学校を対象とした質問紙調査及び実技による調査（英語）については，別途広島県教育委員会が指定する期間内に各学校が日程を定めて実施するものとする。

5 調査後の対応

(1) 実施及び処理・報告

調査の実施については，各学校において公正保持に努める。また，調査実施後は，速やかに採点等の処理をし，別途指示する方法で報告するものとする。

(2) 結果の分析及び考察

広島県教育委員会は，学習内容の定着状況及び生活と学習に関する意識・実態調査結果等をもとに分析及び考察を行い，各学校の指導内容や指導方法の改善・充実に資する報告書を作成する。

各学校は，調査結果をもとに，指導内容や指導方法の改善計画を作成し，自校の課題解決に努める。

(3) 結果の公表等

調査結果は，広島県教育委員会が集計し，教科や設問ごとに県平均及び市町別平均等を公表する。市町教育委員会には，所管の学校の統計資料を提供する。